

社援発 0318 第 8 号
令和 8 年 3 月 18 日

社会福祉法人こどもの国協会
理事長 山本 麻里 殿

厚生労働省社会・援護局長



令和 7 年度における社会福祉法人の業務等の状況に関する指導監査の結果について

標記について、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 56 条第 1 項の規定に基づき、貴法人に対する指導監査を実施したところであるが、その結果、特に文書にて指示する問題点は認められなかった。

ついては、現地において係官が指示した事項について所要の措置を講じるとともに、今後とも適正な業務運営に努められたい。